

平成30年12月5日

平成30年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

平成30年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○平成30年12月5日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
9番 奥野学	10番 出口実	11番 竹原伸晃
12番 小川日出夫	13番 中原晶	

欠席議員 0名

欠 員 1名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	まちづくり戦略室 危機管理監	竹下雅樹
副町長 中口守可	教育次長	澤 憲一
副町長 松田康博	水道事業理事	鵜久森 敦
教育長 笠間光弘	会計管理者	福井智淑
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	川端慎也	総務部理事 栗山茂雄
総務部長 西啓介	しあわせ創造部総括理事	波戸元雅一
財政改革部長 兼財政課長	相馬進祐	都市整備部総括理事 早野清隆
しあわせ創造部長	松井清幸	総務部理事 兼企画地方創政課長 寺田武司
都市整備部長	家永 淳	財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 阪本 隆

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局係員 池田 雄哉

○会 期

平成30年12月4日から12月26日（23日）

○会議録署名議員

7番 反保 多喜男

9番 奥野 学

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第78号 | 平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）について |
| 日程第2 | 議案第79号 | 平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について |
| 日程第3 | 議案第80号 | 平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について |
| 日程第4 | 議案第81号 | 平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について |
| 日程第5 | 議案第82号 | 平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について |
| 日程第6 | 議案第83号 | 平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について |
| 日程第7 | 議案第84号 | 平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）について |
| 日程第8 | 議案第85号 | 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について |
| 日程第9 | 議案第86号 | 阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について |
| 日程第10 | 議案第87号 | 岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第88号 | 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第89号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第90号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第91号 | 岬町手数料条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第92号 | 岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について |

- 日程第16 議案第93号 岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第94号 岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について
- 日程第18 議案第95号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 日程第20 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、11名です。欠員は1名でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第78号、平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてをご説明いたします。

内閣府が先日発表いたしました、今年7月から9月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは年率換算で1.2%の減少となっております。マイナス成長は1月から3月期以来2四半期ぶりとなります。

7月の西日本豪雨や9月の北海道地震、台風など、相次ぐ自然災害の影響により野菜などの生鮮食品の価格が高騰したほか、台風などで外出機会が減り、飲食や宿泊といったサービス関連の消費が振るわなかったこと、災害により一部工場の操業停止や物流網の寸断で生産が滞ったことなどが主な要因とされております。

「景気は緩やかな回復基調にありマイナス成長は一時的である」という声もあるものの、国内については来年に控える消費税率の引き上げに加えまして、海外では米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速などにより景気への不透明感が強まっております。

こうした景気の動向は国や地方公共団体の財政にも影響が及ぶことから、引き続きこれらの動きを注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少等のさまざまな要因により引き続き厳しい状況にあります。

また歳出面では公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に加えまして、

行財政改革に伴う一般職及び特別職の給与減額への対応などに伴う人件費の調整のほか、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,295万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要についてご説明いたします。

2ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご参照願います。なお、詳細につきましては11ページから16ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税といたしまして、普通地方交付税の交付決定に伴い、1,267万1,000円を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては127万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、学童保育の利用児童の増加に伴う保護者負担金とおやつ代等を合計で65万1,000円を、下孝子地区の柳池の改修に伴い水利組合からのため池施設改良事業分担金62万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

国庫支出金につきましては、1,297万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障がいのある方の補装具の給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金93万1,000円を、地域密着型サービス事業者による防災施設等の改修を支援するための地域介護・福祉空間整備等交付金1,149万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、1,087万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国庫支出金と同様に障害者自立支援給付費負担金46万5,000円を、多奈川地区多目的公園内で発生した地すべりについて復旧工事を実施するに当たり、必要な調査設計業務に充当するための多奈川地区多目的公園災害復旧費負担金933万4,000円を、9月4日の台風21号により被災したビニールハウス等の農業施設について農業者が行う施設の復旧撤去のための被災農業者経営体育成支援事業補助金93万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、834万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金1,527万1,000円を減額計上する一方、多奈川地区多目的公園災害復旧事業に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金478万9,000円を増額計上するものでございます。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い臨時財政対策債76万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては17ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動や人事院勧告への対応、行財政改革に伴う一般職及び特別職の給与減額への対応などに伴い給料、職員手当等、共済費の職員給与費にかかる予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては、議員報酬、議員期末手当と職員給与費を合わせて354万1,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、2,065万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか朝日地区の普通財産管理工事137万2,000円を、個人・法人町民税について各種申告に伴う課税内容の遡及更正や控除超過による町税過誤納償還金190万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、498万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか地域密着型サービス事業者による防災改修等支援事業補助金1,149万6,000円を、介護保険特別会計で支弁する職員給与費等の繰出金を合計で284万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費622万5,000円を減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、539万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか9月4日の台風21号により被災したビニールハウス等の農業施設について農業者が行う施設の復旧・撤去のための被災農業者支援補助金421万6,000円を、下孝子地区の柳池の堤体及び底樋の改修工事124万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費39万3,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、1,088万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、町道海岸連絡線整備事業において南海本線との立体交差にかかる橋梁上部架設工事の施工について委託料と工事請負費の費目間の振り替え1億1,200万円を、下水道事業特別会計で支弁する職員給与費と消費税及び地方消費税にかかる繰出金395万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

消防費につきましては、深日分団の消防ポンプ自動車に搭載されている真空ポンプの修繕料97万2,000円と災害対策本部活動員の防災服48万1,000円、合計で145万3,000円を計上いたしております。

4ページをご参照願います。

教育費につきましては、463万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか準要保護児童・生徒の新入学用品代について、入学前に支給するための扶助費として小学校分60万9,000円を、中学校分109万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費につきましては、1,412万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川地区多目的公園内で発生した地すべりについて復旧工事を実施するに当たり、必要な調査設計業務委託料1,400万円、災害査定を受けるための特別旅費12万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、5ページをご参照願います。「第2表繰越明許費」をごらんください。翌年度へ繰越しが見込まれる町道海岸連絡線整備事業について金額を2億7,000万円とするものでございます。

続いて、6ページをご参照願います。「第3表債務負担行為補正」をごらんください。債務負担行為といたしまして、多奈川地区多目的公園法面災害復旧事業（調査設計業務）について期間を平成31年度、限度額を5,600万円として新たに追加するものでございます。

最後に、7ページをご参照願います。「第4表地方債補正」をごらんください。

地方債補正につきましては、臨時財政対策債の起債の限度額を2億7,000万円から2億7,076万4,000円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 委員会がちょっと私理解できないので質問するのが間違っているかもわかりませんが、確認したいことが1点ありまして、この42ページの設計業務委託料の件ですが、これ財産区の土地なのですが、1,412万3,000円ですか、この件については私が思うのは総務委員会で審議するものと思うのですが、まだ委員会は決まっていなくてあれですけど、事業委員会のあれを見ますと、事業委員会に一応所管になっているのですが、この件については総務委員会でないかと思うのですが、その点、聞かせてほしいのですけど。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

ご質問いただいております多目的公園の災害復旧でございますが、多目的公園の予算費目につきましては公園管理費ということで、事業委員会のほうでいつも審議をいただいております。

その関係で、多目的公園にかかる分ということで、今回、事業委員会のほうでお願いしているものでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 公園ということで、事業委員会はわかるのですけど、予算についてもそれでいいのですか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 多目的公園の公園管理に関する予算については公園費ということで土木費の中に含まれておりまして、公園の管理運営にかかる予算につきましては、これまでも事業委員会のほうで審議をいただいき、議決をいただいて執行させていただいているところでございます。

その関係もございまして、今回の多目的公園の災害復旧につきましても事業委員会のほうで審議をお願いするということで、予定させていただいていると伺っております。

○道工晴久議長 他にございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 議案書の20ページの1点だけ確認させていただきたいと思います。

総務委員会に所属しておりませんので、大綱的質疑をさせていただきます。

20ページの一番上の門前地区町有地土砂撤去工事81万円挙がっております。

別添の地図とカラー写真を見せていただいているのですが、民有地の一番奥のほうの土地のように表示いただいているのですが、これを撤去してどうするのかだけをご返答いただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 門前地区の町有地の土砂撤去工事でございますけども、この土地につきましては町有地になっておりまして、ここに土砂が堆積している状況でございます。

それに隣接して大阪府の港湾局出張所のブロック塀があるのですが、今回、ブロック塀について大阪北部地震の関係もありまして撤去されるということになるのですが、そのブロック塀に堆積した土砂が埋まってしまっているという状況でございます。

そのブロック塀が撤去されますと、町有地の側からその土砂が港湾局の敷地内に流れ込むということになりますので、流れ込まないようにするため土砂を一部撤去させていただくというものでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第79号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第2、議案第79号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてにつきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整及び前年度の退職者医療療養給付費の確定に伴う返還金について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ935万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,776万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰入金、他会計繰入金といたしまして、44万円を減額計上いたしております。内容につきましては、人件費の調整に伴い職員給与費等繰入金として44万円を減額するものでございます。

次に、繰越金といたしまして、本補正予算の調整財源として979万2,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費につきましては44万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整に伴い、給料、職員手当、共済費等の減額でございます。

次に諸支出金、償還金及び還付加算金につきまして979万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴う清算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算

(第2次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第80号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第80号、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)についてにつきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付金について編成いたしております。

議案書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,897万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰越金といたしまして115万3,000円を計上いたしております。内容につきましては、本補正予算の調整財源として増額計上しております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金につきまして115万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者の保険料等の過払いに対する還付金でございます。

以上、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けた

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第81号「平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第4、議案第81号、平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてを、ご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,945万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページをごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰入金につきましては、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額により一般会計繰入金395万8,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますのであわせてご参

願います。

総務費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたように職員の給料等の減額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額により、下水道総務費 553万7,000円を増額計上いたしております。

事業費につきましては、職員の給料等の減額により下水道事業費 157万9,000円を減額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第82号「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第82号、平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてにつきましてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動や行財政改革に伴う職員の給与減額等に伴い必要となる職員給与費について編成いたしております。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,178万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として4万6,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして6万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における職員給与費の調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業2万7,000円及び同交付金、包括的支援事業（任意事業）3万8,000円を減額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、同じく職員給与費の調整に伴い、地域支援事業支援交付金2万9,000円を減額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金につきましては、3万2,000円を減額計上しており、内容といたしましては、職員給与費の調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業1万3,000円及び同交付金、包括的支援事業（任意事業）1万9,000円を減額計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上しているものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては284万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における職員給与費の調整に伴い、地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業1万3,000円を減額計上し、同繰入金包括的支援事業任意事業1万9,000円を減額計上及び総務費における職員給与費の調整に伴い288万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照ください。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、総務費総務管理費につきましては、職員の人事異動に伴う職員給与費として288万円を計上いたしております。

次の、地域支援事業費一般介護予防事業費の10万6,000円及び次の包括的支援事業（任意事業）9万8,000円につきましては、職員給与費の減額措置等に伴う職員給与費を計上しているものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第83号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第83号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ213万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,350万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては

7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金213万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金繰出金として一般会計繰出金213万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、一般会計で実施します集会所維持補修事業等の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第84号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第7、議案第84号、平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）について、ご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、平成30年度の人事院勧告及び行財政改革に伴う給与の減額並びに人事異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について94万3,000円の減額であります。内訳としましては、職員の給与費等を減額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的収支における職員給与費の総額を6,518万1,000円から6,423万8,000円に改めるものでございます。

以上が、平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）について」は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第85号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第8、議案第85号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてにつきましてご説明いたします。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち、認定審査会の庶務を平成31年度より、泉南市から岬町に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する項目といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市長、町長名等について、審査会の庶務を泉南市から岬町に変更することに伴い、泉南市長を岬町長に、岬町長を泉南市長に、泉南市を岬町に、岬町を泉南市に、泉南市議会を岬町議会にそれぞれ改めるものでございます。

また、平成31年度から庶務担当である岬町条例を適用することを定めている附則第5項中、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規約の施行日を平成31年4月1日と定めております。

なお、同審査会の庶務につきましては、阪南市泉南市岬町の順で3年間の輪番制で担当することとなっております。平成31年度から平成33年度が岬町、平成34年度から平成36年度までの3年間は阪南市が担当することとなっております。

以上が、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けた

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第86号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第9、議案第86号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてにつきましてご説明いたします。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち、認定審査会の庶務を平成31年度より、泉南市から岬町に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市長、町長名等について、審査会の庶務を泉南市から岬町に変更することに伴い、泉南市長を岬町長に、岬町長を泉南市長に、泉南市を岬町に、岬町を泉南市に、また泉南市議会を岬町議会にそれぞれ改めるものでございます。

また、平成31年度から庶務担当である岬町条例を適用することを定めています附則第4項中、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規約の施行日を平成31年4月1日と定めております。

なお、同審査会の庶務につきましては、介護保険認定審査会と同様、阪南市泉南市岬町の順で3年間の輪番制で担当することとなっております。平成31年度から平成33年度が岬町、平成34年度から平成36年度までの3年間は阪南市が担当することとなっております。

以上が、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第87号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 日程第10、議案第87号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

本件は、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、岬町淡輪火葬場、所在地は岬町淡輪5653番地の1、指定管理者は、住所、岬町淡輪571番地の2、名称は株式会社阪原生花葬祭店。代表者は、代表取締役阪原寛則でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

指定管理候補者の選定の経過等につきまして説明させていただきます。

指定管理候補者の選定につきましては、外部有識者を含む5名で構成する岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会を設置し選定いたしております。

指定管理者の募集につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページに公募情報を掲載し、11月8日から21日までの期間で募集を行い、現地の説明会では2者の参加がありましたが、応募された事業者は1者でございました。

選定委員会は11月7日、第1回目の委員会を開催し、公募要項、仕様書、審査基準について協議を行いました。

11月22日、第2回の委員会を開催し、応募のあった町内1者についてプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明及び質疑応答、意見交換を経て各委員が評価項目ごとに採点の上、指定候補者を選定いたしました。

選定審査は各委員が採点により委員全員の採点が基準点の50点を上回り、指定管理候補者として選定するか否かについて審査いたしました。

評価点の平均点は72.6点でした。

選定理由といたしまして、株式会社阪原生花葬祭店は岬町シルバー人材センターに業務委託をするなど、地域の関係団体とも連携した管理運営実績を有し、今後も地域との連携効果が期待できること、夜間等管理時間外における待合棟の利用対応、24時間年中無休での火葬予約受付など、施設利用者の心情に配慮した住民サービスの向上が期待できること。待合棟のさらなる利用促進による事業収益を見込むなど、本町からの指定管理料、経費の抑制が図られることが期待できること。町事業などに仮設テントや折り

畳み椅子、屋外用ストーブなど、事業者所有の備品貸し出しなど社会貢献の一環としての協力体制が期待できることなどが評価、採点に反映されたものでございます。

以上が、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第11、議案第88号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 日程第11、議案第88号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

提案理由としまして、平成30年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の表面の上段①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正の部分をごらんください。

改正内容は、期末手当の支給月数の引き上げ0.05月と2回の賞与の同月数化であります。

一覧表に基づいて説明いたします。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は平成30年度の改正後、下段は平成31年度の改正後の議会議員の期末手当の支給月数を示しております。

現行では、6月期に2.1月、12月期に2.25月、合わせて4.35月の支給でございます。

平成30年度の改正後では、6月期に支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ0.05月分を12月期に加え、12月期は2.3月、合計で4.4月の支給となります。

次に下段、平成31年度の改正後をごらんください。

平成30年度以降は、6月期と12月期の賞与支給月数を2.2月分ずつ同月数化での支給となります。

最後に、附則の内容でございます。

議案書裏面の改正文をごらんください。

附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして、第2条については平成31年4月1日からの施行としております。

また、附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給割合で支給できるよう、期末手当の支給基準である平成30年12月1日に遡及して適用する規定でございます。

附則第3項につきましては、改正前の現行割合で支給された期末手当は部分払とみなし、差額精算できるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第12、議案第89号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 日程第12、議案第89号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

提案理由としましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料表面の②特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をごらんください。

改正内容は、期末手当の支給月数の引き上げ0.05月と2回の賞与の同月数化でございます。

一覧表に基づいてご説明をさせていただきます。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は平成30年度の改正後、下段は平成31年度の改正後の期末手当の支給月数を示しております。

現行は、6月期に2.1月、12月期に2.25月、合わせて4.35月の支給でございます。

平成30年度の改正後では、6月期に支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ0.05月を12月期に加え、12月期は2.3月、合計で4.4月の支給となります。次に下段、平成31年度の改正後をごらんください。

平成31年度以降は、6月期と12月期の賞与支給月数を2.2月分ずつ同月数化の支給としております。

最後に、附則の内容でございますが、議案書の裏面、改正文をごらんください。

附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容も踏まえまして第2条においては、平成31年4月1日からの施行としております。

また、附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給割合で支給できるよう、期末手当の支給基準である平成30年12月1日に遡及して適用する規定でございます。

附則第3項につきましては、改正前の現行割合で支給された期末手当は部分払とみなし、差額精算できるよう規定するものでございます。

改正内容は以上でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第13、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 日程第13、議案第90号、一般職の職員の給与に関する条

例の一部改正についてをご説明申し上げます。

提案理由としましては、平成30年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともにお配りしております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もあわせてご参照ください。

では、概要資料の裏面2ページ、③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をごらんください。

改正内容は、正職員、再任用職員とも勤勉手当の支給月数の引き上げ0.05月と2回の賞与の同月数化です。

月例給に関しましては、平均改定率0.2%の引き上げで、若年層は1,000円程度、その他は400円程度の引き上げを基本としております。

概要資料の一覧表に基づいてご説明をさせていただきます。

上の表が正職員、下の表が再任用職員の期末勤勉手当の合計支給月数を示しております。

まず上の表で、正職員の勤勉手当ですが、現行では6月期に12月期とも0.9月、合わせて1.8月、期末手当と合わせますと合計で4.4月の支給となっております。

平成30年度の改正後では、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、今年度から勤勉手当に0.05月を加えるため、12月期の勤勉手当は0.95月の計1.85月、期末手当と合わせますと合計で4.45月の支給とするものでございます。

平成31年度の改正後では、勤勉手当の支給月数を6月期は0.925月、12月期も0.925月とするもので、計1.85月。

平成31年度以降は、期末手当の1.3月ずつの同月数化されまして、賞与全体で合計4.45月の支給とするものでございます。

次に、再任用職員でございます。下の表をごらんください。

再任用職員に関しましても、勤勉手当の支給月数は0.05月の引き上げとなっております。

現行では6月期、12月期とも0.425月で合わせて0.85月。期末手当と合わせますと、賞与全体で2.3月の支給となっております。

平成30年度の改正後では、勤勉手当に0.05月を加えるため、12月期の勤勉手

当は0.475月、計0.95月の期末手当を合わせますと、合計で2.35月の支給とするものです。

また、平成31年度の改正後では、勤勉手当の支給月数を6月期は0.45月、12月期も0.45月と同月数化し、計0.9月とするものでございます。

平成31年度以降は、期末手当も0.725月ずつ同月数化されまして、賞与全体で合計2.35月の支給とするものでございます。

次に、月例給付分に関してでございます。

平成30年4月1日に遡及適用する内容の条例改正となっており、議案書に戻っていただきまして、別表第1の一般職給与表と別表2の教育職給与表を一新するものでございます。

内容は、平均0.2%の引き上げを行うもので、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた形の給与表の改定となっております。

最後になりますが、附則についてご説明させていただきます。

改正条例附則第1項から第3項に関する部分でございます。

まず、第1項としましては、この条例は公布の日から施行し、2回の賞与支給の同月数化にかかる規定は、平成31年4月1日の施行としております。

附則第2項といたしましては、月例給の給与表の改定、勤勉手当の改定を平成30年4月1日に遡及して適用する規定でございます。

附則第3項につきましては、内払い規定でございます。本議会で議決賜りましたら、条例公布後に差額精算として支給するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第14、議案第91号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第14、議案第91号、岬町手数料条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者の指定にかかる特例が設けられたことから、当該指定の申請にかかる事務の手数料を軽減するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面をご参照願います。

なお、説明につきましては新旧対照表の順に説明させていただきますので、新旧対照表1ページをご参照願います。

岬町手数料条例第2条第56号において、「次号に該当するものを除く」を加え、第57号において、共生型居宅サービス事業者の指定に関する申請の手数料を1万円と定めております。

次に、第58号において、「次号に該当するものを除く」を加え、第59号において、共生型居宅サービス事業と共生型介護予防サービスを一体的に運営する場合の指定に関する申請の手数料を1万円と定めております。

新旧対照表の2ページをご参照願います。

次に、第62号において、「次号に該当するものを除く」を加え、第63号において、共生型地域密着型サービス事業者の指定に関する申請の手数料を1万円と定めております。

次に、第69号において、「次号に該当するものを除く」を加え、第70条において、共生型介護予防サービス事業者の指定に関する申請の手数料を1万円と定めております。議案書裏面下段をご参照願います。

施行期日につきましては、附則で平成31年1月1日と定めており、施行期日前に申請を受理したものについては適用しない旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第15、議案第92号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 日程第15、議案第92号、岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、動物の火葬にかかる使用料を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

まず、改定に当たりましては、昨今の高齢化の進展等に伴い、ペットを飼う世帯が多

く、ペットが死亡した場合は家族の一員として個別火葬、拾骨を希望する世帯が増加しております。

また、ペット火葬及び拾骨ができる公営の火葬場は近隣になく、民間業者では種類や大きさによって金額が異なり、高額となっております。

このことから、動物火葬の個別拾骨ができる本町の火葬場での個別火葬が町内外とも増加しており、平成25年度から平成29年度の5カ年における個別火葬の平均件数は町内106件、町外51件となっております。

また、火葬炉においては平成25年度から年次的に人体炉内の耐火物を更新しております。しかし、動物炉においては個別火葬の料金見直しを図った上で実施として集中改革プランにも盛り込まれております。

このような背景から、今般、動物火葬にかかる個別火葬のうち、町外の使用料金を改定したく提案をさせていただいたところでございます。

それでは、条例の改正案について説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

火葬場の使用料を定めております条例別表1の表中、動物の死体にかかる火葬場使用料の改定及び同表の下部5に記載の拾骨を希望する場合の使用料は倍額とするという表記を削除しております。

現行、町内2,100円、町外5,400円を、拾骨する場合としない場合の料金を明確化するため、単体火葬と複数火葬という表記を追記し、町内の単体火葬（拾骨可）4,200円、複数火葬2,100円。町外の単体火葬（拾骨可）1万5,000円、複数火葬5,400円に改めるものでございます。

また、同表備考欄の第5項の内容を表中に記載したことにより削除するものでございます。

附則として、本条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第16、議案第93号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第16、議案第93号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、共生型地域密着型サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、共生型地域密着型サービス事業所の特例に関する規定を整備するため本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご参照願います。

本条例につきましては、市町村が指定、指導権限を有しています指定地域密着型サービスの基準等について定めており、共生型サービスは高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けることができるようにされた新しいサービスで、このたびの改正では第1条において、共生型地域密着型サービス事業者の特例を定めている介護保険法第78条の2の2、第1項各号を追加しています。

内容としましては、現行受けています障害福祉サービスの基準をもって介護保険事業者として指定できる特例を定めているものでございます。

また、第3条においては、記録の保存年限につきまして、国の基準は完結の日から2

年とされていますが、他の地域密着型サービスと同じく町独自基準として計画完了の日、サービスを提供した日から5年間と定めております。

また、附則につきましては、施行日を平成31年1月1日から施行するとしております。

以上が、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第17、議案第94号「岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第17、議案第94号、岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪広域水道企業団へ水道事業を統合することに伴い、岬町水道事業を廃止するため、関係する条例を廃止する条例を定めるものでございます。

それでは、条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をごらんください。

水道事業に関して規定しております岬町水道事業の設置等に関する条例、岬町水道事業の業務状況の作成及び公表に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、岬町水道給水条例、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の五つの関係条例を廃止するものでございます。

次に、附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上が概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第18、議案第95号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第18、議案第95号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員松本昭一氏は、平成3

0年12月12日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松本昭一氏については、住所は大阪府泉南郡岬町淡輪1267番地の1、生年月日は昭和20年5月16日生まれ、経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。よろしくご審議の上、松本昭一氏の選任について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することでございますので、委員会付託及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより議案第95号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第19、報告第10号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」報告を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第19、報告第10号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をごらんください。

事故発生日時は、平成30年8月24日（金）午前9時。

事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪3743番地の209、児童遊園みさきケ丘Dでございます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪3743番地の187、荒田耕造氏であります。

事故の概要でございますが、台風20号上陸に伴う強風により、当該児童遊園内植栽の敷地外へはみ出した部分が枝折れし、相手方宅へ落下した際、相手方宅周囲に設置されたフェンスへ衝突し、これを倒壊させたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償15万6,600円でございます。

賠償内容といたしましては、破損したフェンスの交換修理にかかる費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に全額支給されることとなっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、平成30年10月29日に専決処分を行ったものでございます。

今回の物損事故の発生を受けまして事故が発生しないよう、樹木が敷地外へ伸びた枝を払うなど、適切な施設管理に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の件を終わります。

○道工晴久議長　日程第20、報告第11号「専決処分の報告について(損害賠償額の決定)」報告を求めます。しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事　日程第20、報告第11号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書裏面の専決処分書をごらんください。

事故発生日時は、平成30年8月8日(水)午前10時25分ごろ。

発生場所は、淡輪11区東口バス停留所付近でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉佐野市日根野7002の2の902、武田昌也氏であります。

事故の概要でございますが、コミュニティバス基本路線の委託先運転手が、望海坂発小島住吉行きバスを運転中、事故発生場所において道路左側に停車していた相手方車両の横を通過した際、停車車両との感覚を誤り、バス左側の後部と相手方車両の右後部バンパーが接触し、破損させたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償19万7,556円でございます。

賠償内容といたしましては、破損した車両の後部バンパーの交換修理にかかる費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に全額支出されることとなっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、平成30年10月31日に専決処分を行ったものでございます。

今回の事故発生を受けましてコミュニティバス運行委託事業者の運行管理の責任者に対し、運行路線における歩行者はもちろん、自転車や停車車両など、車両周辺の動向に細心の注意を払い、十分な安全確認を行うことを、また運転者への交通安全教育の徹底など、厳重に注意喚起を行いました。

今後ともこのような事故の再発防止と安全運行に努めてまいります。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、12月26日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。どうもご苦労さまでございました。

（午前11時32分　散会）

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年12月5日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 奥 野 学